

令和6年度 養育費等講習会を開催しました！

日 時 令和6年10月19日(土) 13:30~15:00
令和6年11月30日(土) 13:30~15:00
場 所 オンラインとOKBふれあい会館会議室での視聴
テーマ 「離婚時の手続き・養育費・財産分与・親子交流など
～知っておいてほしいこと～」
講 師 弁護士 山崎 新 氏

講 演

○離婚までの道のり

- ・協議離婚、調停、裁判の方法があり、協議離婚が89%を占める。それぞれの基礎知識、手続きに関する説明があった。
- ・子どもは両方の親の顔色をみている。離婚を争いの場にしないでほしい。

○養育費

- ・離婚の前後で子の生活が保持されることが目的で、親の義務である。
- ・養育費は、子どもが未成年の間ではいつからでも請求できるが遡ることはできない。
- ・債務名義（調停調書や公正証書）がある場合は、給与などの差押えが可能。

○財産分与

- ・夫婦が婚姻中に得た財産は共有財産であり、原則2分の1にする。

○面会交流（親子交流）

- ・「子の利益」のために実施する。面会交流は、子どものための制度である。
- ・安心、安全であること。子どもの安心と笑顔が確保されることが大切。
- ・子どもにとって安定は大切。当事者すべてに無理なく継続可能なこと。
- ・柔軟な対応をする。子どもの意思や心情、生活リズム等の都合を配慮し尊重すること。

○共同親権をめぐる法改正

- ・令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律が成立、同24日に公布された。今後2年以内に施行される。
- ・共同親権となった場合は、親権者としての行為は共同で行わないといけない。どのような手順を取るかは今後の検討による。
葛藤が高い元夫婦が、協力できるのかが最大の懸念材料。

*最後に、山崎先生から、「ネット情報に頼らないこと。ぜひ複数の弁護士、支援者に会って相談してほしい。」と温かい応援メッセージをいただきました。

○参加者の感想

第1回

- 基礎から、学べました。
- 簡潔な内容でした。
- 基礎的なことを丁寧にわかりやすく講義いただいた。ひとり親に寄り添った方だと思った。
- 自分自身が離婚して7年近く経ち、支援者として情報のアップデートをしたく参加しました。昨今の情勢等もお話くださって参考になりました。
- 離婚をめぐり知っておいてほしいことについて、どう的確に説明すればよいかを学ぶことができた。
- これまで知らなかったことを知れた。

第2回

- 分かりやすかった。
- 子供が障害者である場合の対応が知りたい。
- 勉強になるので有り難い。
- 資料もわかりやすく先生の語り口がずっと入ってきて理解できた。
- 親子交流は子は義務者ではないこと。今後、法改正され共同親権となった時、争った両者が協力関係になれるのか、調停は争うのではなく、相手をいかに納得させるかが大事だとわかりました。
- 離婚に関する新しい情報も知ることができたことや、子供のことについての考え方等、とても参考になりました。今回参加して良かったです。
- 今後また勉強になるセミナーをやって頂くと助かります。
- 大勢の人に聞いてもらいたいよい内容なので、啓発をよろしくお願いします。離婚に悩んでいる人は大勢います。離婚時にしっかりと取り決めをする必要性がわかりました。

講習会の様子



講師 山崎 新 氏



会場の様子